

消防局

議案第38号「大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に
関する条例の一部を改正する条例」の制定について

議案第38号「大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に
関する条例の一部を改正する条例」の制定について、ご説明させてい
たきます。

説明資料の2ページ目をお願いいたします。

今回の一部改正は、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関す
る法律施行令の一部を改正する政令」（令和6年政令第394号）が
公布されたことと滋賀県パートナーシップ宣誓制度が開始されたこ
とを受け、「大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例（昭和39年条例第43号）」について所要の整備を行なうもの
でございます。

説明資料の3ページ目をお願いいたします。

改正内容は、非常勤消防団員の処遇改善を目的として、退職報償金
の支払額を定めた表について、勤続年数35年以上の区分を新設し、

退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族のうち、婚姻予約者等に、一方又は双方がLGBT等の当事者を含むパートナー関係にあるものを追加するよう改正するものです。

なお、本条例は、令和7年4月1日から施行します。

以上、議案第38号「大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」の制定についてのご説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。